

令和８年度～令和１０年度「点検整備、修理及び設置／指向性拡声装置（警告発声記録装置－１０００及び警告発声記録装置－１００）」
の契約希望者募集要項

（ 公 募 実 施 権 者 ）

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部経理部長

令和８年度～令和１０年度「点検整備、修理及び設置／指向性拡声装置（警告発声記録装置－１０００及び警告発声記録装置－１００）」の契約について公募を実施しますので、応募希望者は、下記に基づき資料等の提出をお願いします。

記

１ 調達品目等

令和８年度～令和１０年度「点検整備、修理及び設置／指向性拡声装置（警告発声記録装置－１０００及び警告発声記録装置－１００）」

２ 応募希望者の資格

次に掲げる事項のすべてに該当することとします。

- （１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

- （３）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- （４）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- （５）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、

この限りではない。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(7) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。

なお、申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

(8) 当該役務の実施に必要な次の設備又は同等の設備を有すること。

ア 対象とする機器の整備に必要十分な作業用設備

イ 計測器、試験装置及び専用治工具類を有し、検査等に十分な設備

ウ 所要の貸付品、寄託品及び官給品を保管するための倉庫

(9) 当該役務の実施に関し、必要な次の体制・能力を有すること。

ア 当該機器等の点検整備及び修理に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。

イ 関係法令等に適合した安全管理体制を有すること。

(10) 法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、契約履行時に当該許可又は認可を受けられる見込みのあることを証明できる資料

(11) 履行後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に対応可能なこと。

(12) 当該機器製造会社の純正部品の入手が可能なこと。

(13) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる役務に応じて、第8号から第12号までの項目を満たすこと。

(14) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約若しくは保証できる者。

3 応募希望申請

応募希望者は、別紙様式の「応募希望申請書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）の提出をお願いします。

(1) 資格審査結果通知書（写）

(2) 第2項第7号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料

次に示す資料の提出をお願いします。

- (1) 調達しようとする役務又は類似の実績を過去に履行した一覧表（記入例：別表）及び契約書（契約条項及び仕様書は除く。）の写し（直近の過去5年間における最新の5件。ただし、それに満たない場合は該当期間中の全件とし、実績がない場合は、省略できる。）
- (2) 第2項第8号から第14号について確認ができる資料
- (3) 当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

ただし、前年度以降に同一の資料を提出し、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更がある場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料の提出をもって、第1号から第3号に示す資料を省略することができます。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができます。

5 応募希望申請書及び技術資料の提出

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部経理部契約課契約管理班契約企画係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121（内線5637、5634）

(2) 提出期間

令和8年6月25日（木）～令和8年7月9日（木）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができます。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがあります。

(3) 提出方法

メール、郵送又は直接持参

持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時15分（正午から午後1時までを除く。）

メールでの送信を希望する場合は、第1号の提出先にご連絡ください。

(4) 提出部数

応募希望申請書等 1部

技術資料 1部

(第3項第2号に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類を提出する場合は1部)

6 技術資料の審査等

提出いただいた技術資料について補足の説明が必要又は追加資料の提出が必要と判断される場合、ご協力をお願いすることがあります。

7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募希望者に通知します。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある応募希望者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができます。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた応募希望者に対して書面で回答します。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた応募希望者に書面で回答します。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募希望者は、次の各号について同意した上で応募をお願いします。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とします。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがあります。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募希望者の負担となります。

オ 提出資料は、原則として返却しません。

カ 提出書類は、他の目的に使用しません。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告してください。

ク 当該調達品目等については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではありません。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは必要ありません。

(3) 調達品目等の仕様に関する問合せを、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約管理班契約企画係に行うことができます。

添付書類：別紙様式

別 表

別紙様式

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊補給本部経理部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

応 募 希 望 申 請 書

件 名：令和8年度～令和10年度「点検整備、修理及び設置／指向性拡声装置（警告発声記録装置－1000及び警告発声記録装置－100）」
公示番号：補本公示08－3第46号

添付書類：1 資格審査結果通知書
2 技術資料一式

契約実績一覧表

会社名：_____

番号	年度	契 約 件 名	契約番号	備 考

- 1 過去5年間における受注実績を、契約年度順に記載する。
- 2 契約書又は請書の写しを添付すること。
- 3 過去5年以内の別件の公募において、提出した資料がある場合は、備考欄に当該公募案件の公募番号を記載すること。